

給食調理業務補助員（会計年度任用職員）募集要項

※欠員等補充分

令和 8 年 10 月 1 日

大阪 市 教 育 委 員 会

1 募集人数

50 名程度

2 業務内容

大阪市立小学校または義務教育学校における給食調理員の業務

- ・給食物資の検収、下処理業務、パン・牛乳等の配膳、洗浄・清掃業務、消毒業務、調理業務及びその他校長が必要と認められる業務
- ・文部科学省の基準に基づき月 2 回検便（赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌血清型 O 157 その他必要な細菌等）を実施いたします。

3 応募資格

（1）平成 21 年 4 月 1 日以前に生まれた者

（2）地方公務員法第 16 条（欠格条項）に該当しない者

【地方公務員法第 16 条（抜粋）】

（欠格条項）

1. 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

以上（1）（2）の受験資格を満たす者がこの試験を受けることができます。

※学歴は問いません。また、この職は日本国籍を有しない方も受験できます。

（注）日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は採用されません。

4 登録期間及び任用期間

登録期間：名簿登録後から令和 10 年 3 月 31 日まで

任用期間：令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までのうち本市が必要とする期間

※名簿登録制度の詳細については「8 合格(名簿登録)から任用まで」参照

5 勤務条件等

(1) 勤務時間・日数

【月額】

週 30 時間・5 日間勤務

午前 8 時 00 分～午後 4 時 30 分の間で 6 時間（休憩時間 45 分）

※休憩時間：午後 1 時 30 分から午後 2 時 15 分まで

【日額】

③ 1 日 7 時間 30 分の勤務時間で週 1 日または週 2 日の勤務日

※ただし、週の勤務時間が 15 時間以内

午前 8 時 00 分～午後 4 時 30 分の間で 7 時間 30 分（休憩時間 45 分）

※休憩時間：午後 1 時 30 分から午後 2 時 15 分まで

【時間額】

④ 1 日 4 時間以内の勤務時間で週 1 日～週 5 日の勤務日

※ただし、週の勤務時間が 15 時間以内

午前 8 時 00 分～午後 4 時 30 分の間で 1 時間単位

(2) 休日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始

(3) 勤務場所

大阪市立学校園（小学校、義務教育学校のいずれか）※本市指定

(4) 給料等

【月額】

給料（月額）	175,044 円～191,748 円
期末勤勉手当（6 月・12 月に支給）	813,955 円～891,628 円（6 月・12 月の合計額）
年収見込	2,914,483 円～3,192,604 円

採用されるまでの職歴等によって上記の範囲内で決定されます。

※留意事項

- ・給料については地域手当が含まれた金額となります。
- ・期末勤勉手当については、任期が6か月未満である場合は支給対象外となります。
- ・上記に加え、実績に応じて通勤手当が支給されます。
- ・給料等は令和8年10月時点（募集時点）のものです。給与改定等により採用時には変更されることがあります。
- ・期末手当は、1年目は2.209375月分ですが、再度の任用がされた場合2年目以降は2.5250月分となります。
- ・勤勉手当は、1年目は1.328125月分ですが、再度の任用がされた場合2年目以降は2.1250月分となります。

【日額】

給料（日額）：10,938 円～11,982 円

※留意事項

- ・上記に加え、実績に応じて通勤手当が支給されます。
- ・給料等は令和8年10月時点（募集時点）のものです。給与改定等により採用時には変更されることがあります。

【時間額】

給料（勤務1時間につき）：1,458 円～1,597 円

※留意事項

- ・上記に加え、実績に応じて通勤手当が支給されます。
- ・報酬等は、令和8年10月時点（募集時点）のものです。給与改定等により採用時には変更されることがあります。

(5) 休暇等

教育委員会所管の学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則に基づき付与されます。

年次休暇	任用の期間	付与日数
	6月を超える期間	12日
	5月を超え6月に達するまでの期間	10日
	4月を超え5月に達するまでの期間	8日
	3月を超え4月に達するまでの期間	7日
	2月を超え3月に達するまでの期間	5日
	1月を超え2月に達するまでの期間	3日
	1月に達するまでの期間	2日
	付与期間：4月1日から3月31日まで または上記期間のうち、任用日から任期満了日まで	
特別休暇	【有給】 ・夏季休暇 ・産前産後休暇 ・配偶者分べん休暇 ・出生サポート休暇 ・育児参加休暇 ・忌引休暇 ・結婚休暇 ・災害等による通勤時の出勤困難な場合 等	
	【無給】 ・生理休暇 ・妊娠障害休暇 ・育児時間休暇 ・子の看護等休暇 ・短期介護休暇 ・ドナー休暇 等	

※夏季休暇については任用期間に応じて付与。

※出生サポート休暇、子の看護等休暇、短期介護休暇については別途取得要件あり。

※その他、育児休業等制度、介護休暇等制度、病気休暇制度あり。(別途取得要件あり)

(6) 社会保険

【月額】

健康保険（公立学校共済組合）、厚生年金保険（日本年金機構）、雇用保険
介護保険（40歳以上65歳未満が対象）

※雇用期間が2ヶ月以内の場合は非加入となります。

【日額・時間額】

健康保険（公立学校共済組合）、厚生年金保険（日本年金機構）、雇用保険全て非加入

※教育委員会の雇用する学校園の会計年度任用職員を兼職し、週当たりの勤務時間数の合計が 20 時間以上かつ任用期間が 2 月を超える場合（雇用保険は 31 日以上）は健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入となります。

（７）服務

地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。

営利企業への従事（兼業）については可能です。ただし、その場合でも、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。

（８）その他

受験資格がないこと並びに申込みの内容及び受験提出書類等に虚偽のあることが認められた場合には合格を取り消すことがあります。

（９）留意事項

- ・本業務へ従事するに当たっては、令和 8 年 12 月 25 日までに施行予定の「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」という。）」に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
- ・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。このため、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認することとしていますが、詳細については、採用選考過程及び採用内定後に案内を予定しています。上記に対し虚偽の報告をするなど、「重要な経歴の詐称」が発覚した場合は、採用を取り消します。（詳細は別紙のとおり）

6 選考方法

- （１）書類選考(採用申込書による)
- （２）口述(面接)試験

7 申込方法

- (1) 次の書類等を持参または郵便等で送付してください。なお郵便等の場合は必ず簡易書留（または簡易書留に準ずるもの）で申し込みください。書類等に不備がある場合は、選考試験を受験できないことがあります。

① **給食調理業務補助員（会計年度任用職員※欠員補充等）採用申込書：1通**

※過去3カ月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を貼付してください。

※採用申込書は本市所定の様式に限ります。

② **申し立て書：1通**

※所定の様式に氏名、住所及び生年月日を記入して提出してください。

※申し立て書は、本市所定の様式に限ります。

- (2) 申込の受付場所及び送付先

〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20 大阪市役所 3階

教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当（学校職員人事・管理グループ）

※必ず封筒に朱書で「給食調理業務補助員（※欠員補充等）採用申込書在中」と記載ください。

- (3) 結果の発表

合否については、受験者本人あてに送付します。なお、受験者本人以外にはお知らせできません。

8 合格(名簿登録)から任用まで

- (1) 受験者の成績が一定の水準に達しない場合は、合格(名簿登録)者数が募集人数を下回る場合があります。
- (2) 合格(名簿登録)者は、試験の合計得点の高い順に「候補者名簿」に登録され、その登録順に基づき任用します。なお、「候補者名簿」の登録期間は、登録の日から令和10年3月31日までとなります。なお、**登録されても任用時期が令和9年4月2日以降になる場合や採用されない場合があります。**
- (3) 任用決定するにあたり、候補者名簿に登録された任用候補者に事前に連絡を行いますが、本人の都合により辞退された場合は、「候補者名簿」順位の最後尾に再登録となります。
- (4) 「候補者名簿」に登録後、受験資格がないこと及び申込みの内容に虚偽が認められた場合には登録を取り消すことがあります。
- (5) 令和9年4月1日任用予定者の勤務地については、令和9年3月下旬頃に通知する予定です。

- (6) 合格(名簿登録)後、やむを得ない事情により、令和9年4月からの勤務が出来ない場合は、**10 お問合せ先**まで早急に連絡してください。

9 その他

- (1) この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。
- (2) 受験に際して大阪市教育局が収集した個人情報(職員の採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市の個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例に基づき適正に管理します)。
- (3) 任用される方については、「胸部レントゲン検査」の結果が記入された健康診断書の提出(名簿登録時は必要ありません)をお願いします。任用時に健康診断書等をお持ちでない方は「胸部レントゲン検査」を自費で受診していただく必要があります。提出がない場合は、任用を見合わせる場合があります。

※大阪市では、「結核」の罹患率が高いため、学校園においても特別の注意を払っています。ご協力よろしくお願いいたします。

10 お問合せ先

〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20 大阪役所 3階

教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当(学校職員人事・管理グループ)

応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものです。心得た上で、申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】（抜粋）

（倫理原則）

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

（職員倫理規則）

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあっては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと

参考

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十九条から第一百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
 - 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
 - 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
 - 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
 - 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
 - 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為
- 8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
 - 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附則

(改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係)

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

- 一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「法一部改正法」という。）による改正前の刑法第百七十八条の二、第百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪
 - 二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪
- 2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

(懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係)

第三条 第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。